資料3

# 使用料・手数料の見直しに関する 基本方針

成田市

財 政 課

令和6年11月

## 目次

## I 使用料

1	使用料設定に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(1)	受益者負担の原則・・・・・・・・・・・1
(2)	算定方法の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	対象施設の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(1)	対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(2)	除外施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	指定管理者制度導入施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)	駐車場使用料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	原価算定の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	原価の基礎・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	公費で負担する範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4	施設サービスの性質別分類と受益者負担割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	無料施設の有料化について······· 6
(2)	公共性を基準とした分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	収益性を基準とした分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	施設ごとの受益者負担割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ケ
6	利用者区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	市民以外の利用・営利利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	年齢等による区分・・・・・・・・・・・10
(3)	利用者区分による負担基準・・・・・・・10
7	減免措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(1)	受益者負担の徹底・・・・・・・・・10
(2)	減免の統一基準・・・・・・・・・・・11
(3)	その他の取扱い・・・・・・・13
8	激変緩和措置······ 14

## Ⅱ 手数料

1	手数料設定に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・15
(1)	受益者負担の原則・・・・・・・・15
(2)	手数料の分類・・・・・・・・・・15
(3)	見直しの手法・・・・・・・・・17
(4)	原価の基礎と算定方法・・・・・・・・17
2	個別の手数料の見直し・・・・・・・・19
3	激変緩和措置・・・・・・20
Ш	基本方針まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## I 使用料

#### 1 使用料設定に関する基本的な考え方

#### (1) 受益者負担の原則

本市では、住民の福祉の増進を目的として、市民が利用できる様々な公の施設を設置し、行政サービスとして市民の利用に供しています。

公の施設運営には施設の維持管理費や人件費などの経費がかかります。これらの経費はサービス利用者が負担する使用料と市民からの税金で賄うのが原則です。そのため、施設の維持管理等に係る経費について、地方自治法第 225 条\*に基づき、施設使用の対価として利用者から使用料を徴収することになりますが、使用料を徴する際の負担の公平性を確保する基本的な考え方が「受益者負担の原則」です。

「受益者負担の原則」は、受益を得られる者と、受益を得られない者との間の公平性を確保するため、特定の市民を対象に行うものあるいは利用する者に何らかの利益が帰属するものについては、利用者からその一部又は全部に対する対価を求めることをいいます。

公の施設は市民のための施設ですが、それぞれの施設をすべての市民が 必ず利用するとは限りません。公の施設を利用することにより受益を得ら れる市民がいる反面、施設を利用する機会がなく受益を得られない市民も 存在します。それぞれの負担の公平性を考えれば、利用する者が応分の負 担をすることによって、利用しない者との公平性を確保すべきであること から、「受益者負担の原則」に基づき、施設利用者に対して分かりやすい指 標を設定し、応分の負担をお願いするものです。

#### ※地方自治法より抜粋

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

#### (2) 算定方法の明確化

市が施設利用者に対して応分の負担をお願いするためには、使用料の積 算根拠を明らかにし、市民に分かりやすく説明できるよう透明性を確保す る必要があります。

そこで、積算根拠の明確化に向けて、原価のあり方や受益者負担割合な どの定め方に係る基本的な考え方について整理するとともに、「使用料算 定の基本的方式」を次のとおり設定します。

#### <使用料算定の基本的方式>

使用料 = 原価 ×性質別受益者負担割合 × 利用者区分

#### 原 価:

①占用施設・・・会議室やホールなど、一定のスペースを占用する場合 (人件費+物件費などの施設維持管理経費)÷貸出総面積 ÷年間使用可能時間×貸出面積×貸出時間

②共用施設・・・プールなど、他の利用者と共用する場合 (人件費+物件費などの施設維持管理経費) ÷年間利用件数

③その他・・・上記のいずれにも当てはまらない施設で、面積あるいは 利用件数を積算基礎とすることが適当でない場合 (人件費+物件費などの施設維持管理経費)

·年間利用実績等\*

※ 施設の性質や利用形態に応じ、原価を算定するうえで適切な指標による実績値

性質別受益者負担割合:各施設サービスの性質別分類に基づく受益者の負担割合利用者区分:大人・子ども、市民・市民以外など利用者の違いによる区分 ※類似施設で原価に不均衡がある場合には、類似施設間において調整するとともに、近隣自治体の使用料の水準も参考とする。

## 2 対象施設の明確化

「積算根拠の明確化」に向けた整理と「使用料算定の基本的方式」に基づく、対象施設の考え方を次のとおり整理します。

#### (1) 対象施設

受益者負担の観点から、基本的には広く市民の利用に供し、かつ、条例で「使用料を規定してある施設」とします。ただし、条例で使用料の規定を設けていない施設や使用料を無料としている施設についても、使用料徴収の妥当性について検討の対象とすることとします。

#### (2) 除外施設

条例で「使用料を規定してある施設」のうち、算定方法が法令等で定められているもの、国・県及びこれらに準じた機関が算定した経費を基に使用料を定めているもの、国や県の同種の施設の算定方法や受益者負担の基準に準ずる施設等については、本基本方針によらず使用料を設定できる除外施設とします。ただし、これらについても近隣自治体の状況や民間によるサービス提供の有無など、様々な動向をもとに行政需要を勘案し、定期的に見直しを図ることとします。

#### (3) 指定管理者制度導入施設

公の施設のうち、地方自治法第244条の2第3項に基づき、指定管理者が管理し、使用料等を指定管理者の収入とする利用料金制度を導入している施設があります。これらについては、経営努力による業務合理化など指定管理者制度のメリットを損なう可能性があるため、原則として、指定期間途中での使用料改定は行わないものとしますが、次回の指定管理者の選定時期に見直しを検討します。

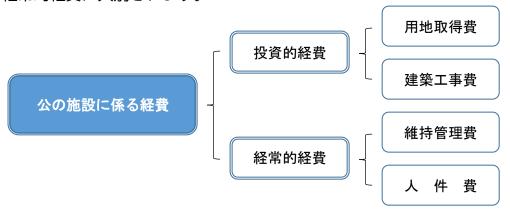
#### (4) 駐車場使用料について

専用駐車場以外の公の施設に設けられた駐車場については、それぞれの現状を考慮しつつ、公平性確保の観点から受益者負担について検討します。

#### 3 原価算定の基本的な考え方

#### (1) 原価の基礎

公の施設に係る経費は、用地取得費や建築工事費など、施設の整備に係る投資的経費と、維持管理費や人件費など施設のランニングコストである 経常的経費に大別されます。



経常的経費については、市民サービスの提供に直接かかわる経費であり、 利用者が得る受益と密接な関連があることから、これを「原価の基礎」と します。

一方、投資的経費については、一時的(臨時的)な経費であること、全市民の公共財形成に要する経費であること、土地の資産価値は年数の経過により減少するものではないことなどから、こうした経費については、基本的には受益者負担の対象経費には含めないこととします。

ただし、貸館等で特定の用途のために付帯設備を備えている場合には、 付帯設備の減価償却費を考慮することとします。

#### (2) 公費で負担する範囲

「原価の基礎」である経常的経費は施設全体に係る経費です。「受益者負担の原則」は、受益に対する適切な負担を求めるものであることから、事務室やロビー・共用スペースなどに係る経費や施設で開催される催しに要する経費など、間接的な経費や事業経費まで利用者に負担を求めるのは適切ではありません。

また、一般的に修繕費や備品購入費は経常的経費に含まれますが、大規 模修繕費や高額備品の購入費は、施設整備に準ずる投資的経費としての側 面も持つことから、一定規模以上の修繕費・備品購入費については利用者 に負担を求めず、公費で負担する経費とします。 人件費についても、原価へ算入する経費は、当該職員が担当する事務の うち、施設の維持管理費・貸出業務に要する部分のみに限定し、それ以外 の部分については公費負担とします。

これらを踏まえ、受益者負担の対象とする「原価」と「公費負担」について、次の表のとおり整理します。

区分	経費の範囲
原価(受益者負担	<ul> <li>維持管理費(光熱水費・清掃費・通常のメンテナンスや概ね150万円未満の軽微な修繕工事費)</li> <li>一般備品購入費(概ね30万円未満)</li> <li>・職員人件費(施設の維持管理費・貸出業務に要する部分</li> </ul>
の対象経費)	に限る) *貸館等で特定の用途のために付帯設備を備えている場合には、付帯設備の減価償却費を考慮する。
公費負担	<ul><li>・維持管理費(概ね150万円以上の臨時的修繕費)</li><li>・高額備品購入費(概ね30万円以上)</li><li>・職員人件費(事業運営等に要する部分)等</li></ul>

### 4 施設サービスの性質別分類と受益者負担割合

市は、市民ニーズを充足するため様々な施設を設置しサービスを提供しています。そのサービス内容は、公園や道路などのように日常生活に不可欠で市場では提供されにくいものや、文化施設や体育施設などのように、利益を得るのが特定の市民であるもの、類似サービスが民間により提供されているものもあるなど、多岐にわたっています。

使用料の設定にあたっては、施設ごとのサービスについて、公共性の度合いや、収益性の度合いといった、サービスの性質に着目し、このような度合いの相違を考慮したうえで、受益者負担を求めることが公平性・公正性の確保につながります。そこで、より公平・公正な使用料を算出するため、サービスの性質区分に応じて、原価に対する「公費負担割合」と「受益者負担割合」を設定することとします。

#### (1) 無料施設の有料化について

公共施設の中には、法令等により使用料を徴収できない小中学校、図書館のほか、福祉、子育て支援、騒音対策など、行政としての政策上、使用料を無料としている施設があります。しかし、これらの施設においても様々な利用形態が想定されることから、一律に使用料を無料とするのではなく、近隣市町の状況や、本市における同種施設の使用料設定を踏まえ、受益者による適正な負担を原則とし、使用料を無料等とする必要がある場合については、減免等により配慮するものとします。

ただし、次の場合については有料化を見送るものとします。

- ① 有料化した場合の収入額よりも、使用料を徴収するための費用の方が 多額になる場合
- ② 有料化により利用者の減少、利用率の低下を招き、公共施設本来の設置目的が果たせなくなるおそれがある場合
  - ・・・子育て支援センター、地域福祉センター
- ③ 設置目的等の見地から使用料を無料とする場合
  - ・・・荒海共生プラザ、リサイクルプラザ(学習研修室・活動室)

#### (2) 公共性を基準とした分類

- ① 基礎的サービス
  - a. 市民が日常生活を営む上で必要なサービス
  - b. ライフステージにおいてほとんどの市民に必要とされるサービス
  - c. 生活水準確保のために利用する基礎的なサービス
  - d. 社会的・経済的弱者のためのセーフティネットとなるサービス (例) 八富成田斎場 (火葬場)、霊園など
- ② 選択的サービス
  - e. 生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービス
  - f. 個人の価値観や嗜好の違いにより必要性が異なるサービス
  - g. 営利活動に関連するサービス
    - (例) 文化芸術センター、コミュニティセンター、運動公園など

#### (3) 収益性を基準とした分類

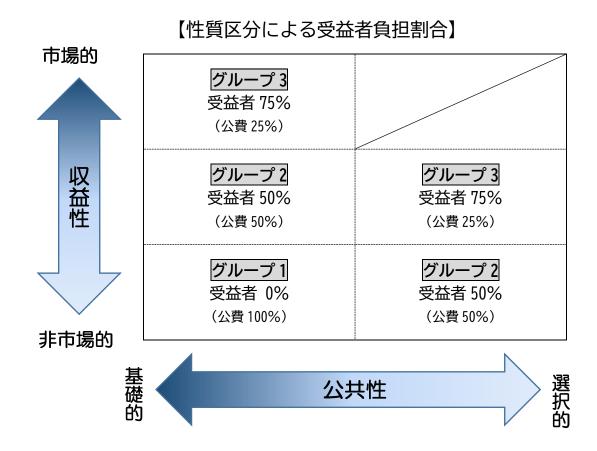
① 市場的サービス

相当の収益性が認められ、民間によって同種あるいは類似するサービスが提供されているもの

(例) 市営駐車場など

#### ② 非市場的サービス

収益性が極めて低く、民間によるサービスの提供が困難なもの (例)地区スポーツ広場、クリーンヒル多目的広場、集会施設など



## 5 施設ごとの受益者負担割合

施設設置の目的、施設規模、立地の違いなどのほか、政策的な観点からの利用 促進など、施設ごとの事情や類似施設における統一性も考慮し、施設ごとの受益 者負担割合は次のとおりとします。 ○グループ1(受益者負担率 0%)

集会施設等(共同利用施設・防音集会所・地区集会施設・青年館等)、 公園(運動施設・キャンプ場を除く)、市民の森

○グループ 2 (受益者負担率 50%)

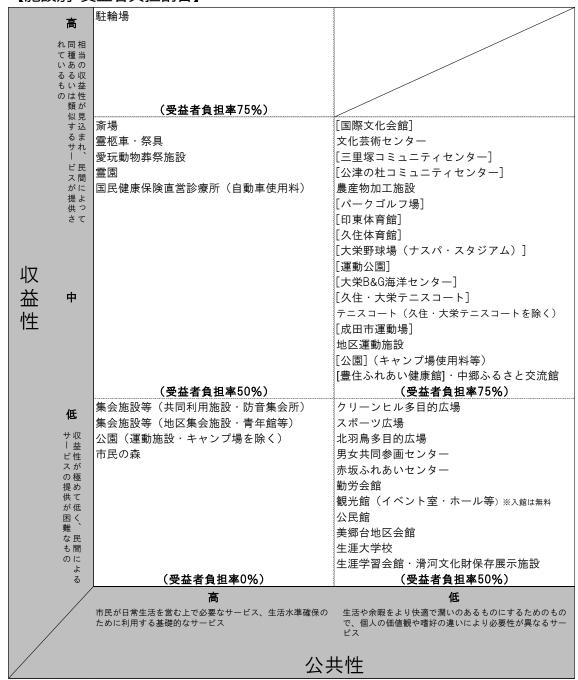
斎場、霊柩車・祭具、愛玩動物葬祭施設、霊園、国民健康保険直営診療所 (自動車使用料)、クリーンヒル多目的広場、スポーツ広場、北羽鳥多目的 広場、男女共同参画センター、赤坂ふれあいセンター、勤労会館、観光館 (イベント室・ホール等)※入館は無料、公民館、美郷台地区会館、生涯大学 校、生涯学習会館、滑河文化財保存展示施設

○グループ3(受益者負担率 75%)

駐輪場、国際文化会館、文化芸術センター、コミュニティセンター、農産物加工施設、パークゴルフ場、印東体育館、久住体育館、大栄野球場(ナスパ・スタジアム)、運動公園、大栄 B&G 海洋センター、テニスコート、成田市運動場、地区運動施設、公園 (キャンプ場使用料等)、豊住ふれあい健康館、中郷ふるさと交流館

- ○グループ4(適用除外施設)
  - (a) 算定方法が法令等で定められているもの、国・県及びこれらに準じた 機関が算定した経費を基に使用料を定めているもの
    - ・・・市営住宅、急病診療所、老人デイサービスセンター
  - (b) 料金統一の観点から国や県の同種の施設の算定方法や受益者負担の 基準に準ずる施設
    - ・・・児童ホーム、大栄幼稚園、こども発達支援センター、あじさい 工房
  - (c) 原価を算定するのが困難で、サービスの対価を特定しがたいもの
    - ・・・道路占用料、準用河川流水占用料、公園占用料
  - (d) 公営企業など独立採算を基本とするもの、営利を目的とするもの
    - ・・・下水道、農業集落排水処理施設、公設地方卸売市場、駐車場、 さくらの山(写真撮影・映画撮影に係る使用料)、公園(写真 撮影・映画撮影等)
  - (e) 有料化を見送るもの
    - ・・・子育て支援センター、下総地域福祉センター、荒海共生プラザ、 リサイクルプラザ(学習研修室・活動室)

#### 【施設別 受益者負担割合】



※[ ]内は指定管理者による利用料金制度導入施設

## 6 利用者区分

#### (1) 市民以外の利用・営利利用

公の施設とは、普通地方公共団体が、市民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設であり、市民以外の者による排他的利用や、営利を目的とした使用は、市民が施設を利用する機会が失われて

しまうことになります。このような本来の趣旨から外れた施設利用については、その費用の一部または全部について、公費により負担することは基本的にはできないため、特段の理由がない限り、納税義務を有する市民との公平性を保つために、2 倍を上限とした市外料金を設定することとします。ただし、もともと市外の者による利用を見込んでいる施設(観光施設や駐車場など)については例外施設として扱うこととします。

#### (2) 年齢等による区分

高校生以下の利用が見込まれる施設については、その性質上、当該利用が、「子どもの健全育成」、「教育の振興」、「子育て支援」に資すると認められる場合、その使用料について、大人との経済的自立の度合いの違いを鑑み、合理的な配慮に基づいた使用料を設定できるものとします。

#### (3) 利用者区分による負担基準

利用者区分による負担基準について、次のように設定します。

①市民と市民以外の場合

市民:1

市民以外:原則として2.0(通常使用料の2倍)を上限とします。

②営利を目的とした場合

通常使用:1

営利使用:原則として2.0(通常使用料の2倍)を上限とします。

③年齢による区分

原則として、大人:1としたとき、

高校生:0.75 小中学生:0.5 未就学児:無料※とします。

※保育園・幼稚園等の施設を除く

## 7 減免措置

#### (1) 受益者負担の徹底

施設の利用者は、使用料の算定方式に基づき算定した所定の使用料を負担する必要がありますが、各種団体の活動に対する支援や経済的社会的弱者への配慮といった観点から、使用料を免除もしくは軽減することが求められる場合があります。

減免措置は、そうしたことに対応するための政策的な特別措置と考える

ことができます。しかし、使用料の減免は、本来利用者が負担すべきものを、利用者の負担を軽減するため、公費で負担するものであり、制度の濫用は減免の既得権化を生み、「受益者負担の原則」を崩すことにつながります。

こうしたことから、減免は特例的な措置であることを明確にし、本来の目的や必要性に即した限定的なものとするため、また、公平性・公正性を確保するために、減免基準について統一を図ることを基本とします。

#### (2) 減免の統一基準

#### ①使用料の全額を免除

次の事項に該当するときは、すべての施設において使用料を免除します。 ア 市が主催または共催するとき

市が本来の任務である行政施策・事務事業を遂行するため、市が主催または共催して施設を利用する場合は、使用料を免除とします(市議会の場合も同様)。

なお、市が「後援」「協力」「協賛」の場合は、活動団体の自主性・自 立性を促進する観点から、免除しないものとします。

イ 区・自治会、行政委員会、各種審議会等が行政目的で主催または共催 するとき

区・自治会、選挙管理委員会等の行政委員会、各種附属機関等が行政目的で主催または共催する場合は、使用料を免除とします。

ウ 市内の公共的団体\*が行政活動の協力目的で施設を利用するとき 市から協力要請を受けて、市内の公共的団体が施設を利用する場合 は、行政活動に準ずるものとし、使用料を免除とします。各施設にあ っては、行政目的かどうかかを判断するにあたり、市が発行した文書 などの提示を求め、これにより難い場合は申請によるものとします。

なお、今回の見直しにあたっては、市が行政的な視点からその運営 に関与したり、支援・助成したりしている団体(外郭団体、団体運営補 助金交付対象団体)のほか、区・自治会を公共的団体と位置づけるもの とします。

※ 「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年 団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人で もよく、また、法人でなくてもよいとされています。(行政実例 昭和 24.1.13 昭和 34.12.16) エ 市内に所在する保育園、幼稚園、認定こども園及び小・中学校等が保 育・教育目的で利用するとき

公立・私立を問わず、市内にある保育園、幼稚園、認定こども園、 小・中学校等が、保育・教育目的で利用する場合は、使用料を免除とします。

#### オ 当該施設の指定管理者が当該施設を公共目的で利用するとき

本市では、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、一部の公共施設で指定管理者制度を導入していますが、当該施設の指定管理者が公共目的(協定に基づく主催事業や管理施設の運営に必要な活動)のために当該施設を利用する場合は、使用料を免除とします。

#### カ 障がい者が利用するとき

社会参加の支援の観点から、障がい者が利用する場合は、使用料を 免除とします。なお、団体利用の場合は、当該使用者の 1/2 以上が障 がい者の場合に使用料を免除します。

#### ②使用料の一部を減額

次の事項に該当するときは、すべての施設において使用料を減額します。 減額の割合については、受益者と行政とで等分の負担とする考え方に基づ き、50%を減額するものとします。

ア 公共的団体、登録団体が団体本来の活動目的で利用するとき

公共的団体とは、市が行政的な視点からその運営に関与したり、支援・助成したりしている団体(外郭団体、団体運営補助金交付対象団体)のほか、区・自治会を指し、登録団体とは、特定公共施設の利用にあたり、あらかじめ利用登録を行っている団体を指すものとします。

なお、施設の設置目的と合致しない場合については、減額規定を適用しないものとします。

イ 市内に所在する保育園、幼稚園、認定こども園及び小・中学校等以外 の教育機関が教育目的で利用するとき

市内の高校などが、教育目的で利用する場合に減額することができるものとします。

#### ウ 市が協力・協賛するとき

主催団体の自主性・自立性を促進する観点から、免除は行わず減額することができるものとします。

#### (3) その他の取扱い

①「市長または教育委員会が必要と認めるとき」の適用

「市長または教育委員会が必要と認めるとき」の適用については、各種の減額・免除規定の「想定外」の事態に対応するためのものであるため、この適用については、政策の実現に必要な場合など、やむを得ないものに限定することとします。

#### ②施設の目的外利用時の減額・免除の不適用

目的外利用時の取扱いについては、自治体でもその対応が分かれるところですが、各施設にはそれぞれ設置目的があり、この目的に沿う利用形態を促進させることが原則であることから、目的外利用に対しては、「減額・免除」の規定を適用しないものとします。

#### ③資格確認

減額・免除規定を適用するにあたり、資格の有無を確認する必要が出てきます。特に、今回の見直しでは、年齢、障がいの有無、利用団体の構成人数、団体の性格などが判断基準となることから、それぞれに妥当な方法により確認するものとします。具体的には、運転免許証、マイナンバーカード、各種障害者手帳、団体名簿、市からの文書等の提示など、利用者に協力を求めるものとします。

## 8 激変緩和措置

本基本方針に基づく見直しによって、改定後の使用料が現行料金を大幅に上回る場合など、利用者の負担増が施設利用に及ぼす影響が大きいときは、次のような激変緩和措置(経過措置)を設けることができるものとします。

- (1) 使用料の改定率\*1は現行料金\*2の1.5倍\*3を上限とします。
- (2) 使用料見直し後、移行期間※4を設けます。
  - ※1 消費税転嫁分を除く。
  - ※2 現行料金が無料の施設を除く。
  - ※3 ただし、貸し出す会議室等の面積に相当の相違があるにもかかわらず、現行では同一料金になっている場合は、受益者負担の観点から不合理であるため、このようなケースにあっては、施設の大きさにより現行料金の2倍を上限とします。
  - ※4 3年間を限度とします。

## Ⅱ 手数料

#### 1 手数料設定に関する基本的な考え方

#### (1) 受益者負担の原則

「手数料」とは、地方公共団体が特定の者のために行う役務に対して、 その費用を賄うため徴収する料金をいいます(地方自治法第 227 条\*)。

手数料は、受益者に対し、その役務の提供のために要する費用を負担していただくものであることから、受益者負担率については 100%とすることを基本とします。

#### ※地方自治法より抜粋

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものに つき、手数料を徴収することができる。

#### (2) 手数料の分類

手数料は、証明書等の交付手数料、許認可に係る手数料、検査業務に係る手数料、一般廃棄物の処分手数料などのさまざまな種類があり、その額については、一律の考え方で設定されているものではありません。

このため、手数料の額については、それぞれ個別に検討を行い設定する べきであり、また現状の手数料の設定の経緯を考慮する必要があります。 現状における手数料の額の設定の状況について、区分をすると次のとお りに分けられます。

① 全国的に市町村で実施している事務で、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令(以下「手数料標準政令」という。)」により、標準的な額が定められている手数料で、その額に基づいて定めているもの。

#### (対象手数料)

- ・戸籍法関係手数料(戸籍謄抄本交付手数料など)
- · 自動車臨時運行許可手数料
- ・消防法関係手数料(危険物取扱申請手数料など)
- ② 法令等の条件を満たす市町村において、県が実施している事務と同様の事務の一部を行っているもので、その事務に係る手数料については、 県の手数料の額と同じ水準で設定し、かつ、県内において当該業務を行っている他市町村においても、同じ水準での額で設定しているもの。

#### (対象手数料)

- ・建築基準法関係手数料 (建築確認申請手数料など)、
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料(長期優良住宅認定申請手数料など)
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料 (低炭素建築物新築等計画認定申請手数料など)
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料 (建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料など)
- ③ 本来県が実施する事務であるが、県知事の権限に属する事務の処理の特例(以下「知事の事務処理特例」という。)により、一部の市町村に対して、権限が委譲された事務で、その事務に係る手数料については、県の手数料の額と同じ水準で設定し、かつ、委譲を受けた県内の他市町村においても、同じ水準での額で設定しているもの。

#### (対象手数料)

- ・租税特別措置法関係手数料(優良住宅新築認定申請手数料など)、
- ・都市計画法関係手数料(開発許可等申請手数料など)
- ・ 宅地造成等規制法関係手数料 (宅地造成工事許可申請手数料など)
- ④ 過去、県が実施する事務であったが、知事の事務処理特例により、各市町村に権限が委譲された事務(現在県では当該業務を行っていない事務)で、その事務に係る手数料について、委譲を受けた県内の市町村が、同じ水準で手数料の額を設定しているもの。

#### (対象手数料)

- ・鳥獣飼養登録票の交付手数料
- ・屋外広告物の許可手数料
- ⑤ 市町村で実施している事務で、当該事務に係る手数料について当該各 市町村がそれぞれの設定方法により定めているもの。

#### (対象手数料)

- ・税関係証明手数料(納税証明書交付手数料など)
- ・住民基本台帳関係手数料(住民票の写し交付手数料など)
- ・印鑑登録関係手数料(印鑑証明手数料など) など

#### (3) 見直しの手法

上記①~⑤の区分に応じ、手数料の額の見直しの手法について整理したものが次表となります。

区分	見直しの手法		
①手数料標準政令で規 定されている標準事 務に係るもの	全国的に統一的に定めることが必要である として、手数料標準政令で定められたもので あることから、本基本方針に基づく見直しの 対象外とします。		
②県の手数料に準拠し たもの	県が実施している事務と同様の事務の一部を行っているものであり、県の手数料と一体的に考えるべきものであることから、本基本方針に基づく見直しの対象外とします。		
③知事の事務処理特例 により権限が委譲さ れたもので県の規定 に準拠するもの	本来は県が実施する事務ですが、知事の事 務処理特例により、権限が委譲された事務で あることから、当該事務に係る県の手数料の 額と同じ水準で設定するものとします。		
④知事の事務処理特例 により権限が委譲さ れたもので市の規定 に基づくもの	本来は県が実施する事務ですが、知事の事務処理特例により、権限が委譲された事務であり、委譲を受けた県内の市町村が同じ水準で手数料の額を設定していることから、同様の額で設定するものとします。		
⑤一般的な事務に係る 手数料で自治体が手 数料の額を定めてい るもの	当該事務の内容に応じた方法で、個別に設定します。なお、他自治体においても実施している事務に係る手数料については、近隣市町の状況を踏まえ、バランスも考慮しつつ見直すものとします。		

基本方針に基づき手数料の改定を検討すべきものとしては、⑤に係る手数料であることから、当該区分に該当する手数料について見直しを行うものとします。

#### (4) 原価の基礎と算定方法

役務の提供のために要する経費を原価とし、これに対して受益者負担率 (手数料の場合は前述のとおり 100%) を乗じ、手数料の件数で除した値 を手数料算出単価とします。

この手数料算出単価を基準に、現在の金額と比較し 1.3 倍を超えるもの

について検討を行い、類似業務についての調整や、近隣自治体との均衡も 考慮したうえで、最終的な手数料単価を決定するものとします。

## 【原価に含まれる経費】

	種別		内容
人		費	1 時間あたりの人件費単価に手数料に関する事務を処
	件		理する時間を乗じて算出した経費(会計年度任用職員
			の場合も人件費単価を報酬単価と読み替えたうえで同
			様に算出)
事	務	費	需用費、役務費、賃借料などのうち、手数料に関する事
<del>す</del>	伤		務に直接的に必要な経費
電	算 経	費	電算経費のうち、手数料に関する事務に直接的に必要
电	异作		な経費
Z	の曲の奴妻		上記以外で、手数料に関する事務に直接的に必要な経
その他の経費		上貝	費

## 【手数料算定の基本的方式】

<手数料算定の基本的方式>

手数料算出単価 = 原価 × 受益者負担率 ÷ 年間処理件数

## 2 個別の手数料の見直し

前述のとおり手数料の区分と手数料の算定についての基本的な考え方を整理 しましたが、見直しの検討が必要な手数料(1の(3)の表のうち⑤に区分され る手数料)について、次の表に基づいて見直しを行っていくものとします。

手数料の種類	現行 手数料	見直しの方法
税関係証明手数料(住宅用家屋証明を除く。)	300円	
住民基本台帳関係手数料(住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料を除く。)	300円	
印鑑登録証明関係手数料	300円	
身分に関する証明書の交付手数料	300円	
埋火葬に関する証明書の交付手数料	300円	
認可地縁団体であることを証する「告示事項証明書」 の交付手数料	300円	
火葬証明手数料	300円	
分骨証明手数料	300円	**
建築確認台帳記載証明手数料	300円	単価を算定し、近隣市町の状況を踏ま
市営住宅に係る自動車の保管場所の証明手数料	300円	え、見直しを行う。
用途地域証明願に係る証明手数料	300円	
土地に関する証明願に係る証明手数料	300円	
住宅用家屋証明手数料	300円	
地籍調査成果図閲覧手数料	300 円	
住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	閲覧者1人 1回につき 3,000円 (転記を行 う住民1人 につき、 200円を加 算)	
診断書等の証明書手数料(大栄診療所関係) ・診断書及び各種証明書 ・死体検案書 ・賠償補償受領等診断書	1,100円 2,090円 3,140円	類似施設の状況を 踏まえ、見直しを行 う。

手数料の種類	現行 手数料	見直しの方法
診断書等の証明書手数料(急病診療所関係) ・診断書その他診療に係る証明書 ・学校の出席停止に要する診断書	1,100円 310円	類似施設の状況を 踏まえ、見直しを行 う。
廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ○廃棄物処理手数料 ・し尿 1 リットル ・浄化槽汚泥 1 キロ ・一般廃棄物 10 キロ ○許可申請手数料 ・一般廃棄物収集運搬業許可申請 ・一般廃棄物処分業許可申請 ・事業の範囲の変更許可申請 ・事業の範囲の変更許可申請 ・許可証の再交付申請	7 円 70 銭 1,100 円 220 円 10,000 円 10,000 円 10,000 円 10,000 円 5,000 円	単価を算定し、近 隣市町の状況を踏ま え、見直しを行う。
愛玩動物遺骸等搬送手数料(愛玩動物葬祭施設関係) ・遺骸搬送手数料 ・遺骨搬送手数料 墓地使用許可書の書換え等手数料(霊園関係) ・市民 ・市民 ・市民以外	1,100円 1,100円 500円 750円	単価を算定し、見 直しを行う。
情報公開制度・個人情報保護制度・行政不服審査制度に基づく文書等の交付等に係る手数料 ・単色刷り 1 枚 ・多色刷り 1 枚 ほか	10 円 20 円	近隣市町、国、県等 の状況を踏まえ、見 直しを検討する。

## 3 激変緩和措置

使用料と同様に、本基本方針に基づく見直しによって、改定後の手数料が現 行料金を大幅に上回る場合など、納付者への影響が大きいときは、次のような 激変緩和措置(経過措置)を設けることができるものとします。

- (1) 手数料の改定率\*1は現行料金\*2の1.5倍を上限とします。
- (2) 手数料見直し後、移行期間※3を設けます。
  - ※1 消費税転嫁分を除く。
  - ※2 現行料金が無料の場合を除く。
  - ※3 3年間を限度とします。

## Ⅲ 基本方針まとめ

本基本方針は、これまで様々な経緯を経て現在に至る使用料・手数料について体系的な整理を行いながら「受益者負担の原則」を徹底し、算定の根拠を明確にすることによって、市民に対する説明責任を果たせるよう、行政としての意思決定の透明化を図り、あわせてコストの縮減を目指すものです。

このように、基本方針に基づき、使用料・手数料の見直しを行い、負担の公平化を図ることが、結果として、市民満足度を重視した行政サービスや、簡素で効率的・効果的な行政経営につながるものと考えています。

今後は、個々の施設について適切な受益者負担水準が維持されるよう、また、 行政ニーズに見合った、持続可能な行政サービスが常に提供できるよう、使用 料・手数料の適正化及び施設維持管理経費等のコストの縮減の両面から、3年 を目途に定期的な見直しを実施することとします。

## 算定方法の明確化

- ・ 透明性の確保
- コストの縮減

## 受益者負担 の原則

## 負担の公平化

- ・ 持続可能な行政サービス
- 住民福祉の増進

## 定期的な見直し

- ・ 適正な負担水準
- ・市民ニーズに見合った行政 サービスの提供